

令和7年3月

河内長野市議会定例会

議 案 書

(3日目追加)

河 内 長 野 市

令和 7 年 3 月河内長野市議会定例会提出議案目次

議案第 3 8 号	河内長野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正について	1
議案第 3 9 号	河内長野市消防団員等公務災害補償条例の改正について	3
議案第 4 0 号	令和 6 年度河内長野市一般会計補正予算（第 1 0 号）	5

議案第 38 号

河内長野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正について

河内長野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 12 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

河内長野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年河内長野市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって、」を「、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって」に改める。

第 15 条第 2 項中「ことをいう。）」の次に「、子育て部分休暇（当該職員が小学校就学の始期から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育するため、1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認めら

れる場合における休暇をいう。)」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 39 号

河内長野市消防団員等公務災害補償条例の改正について

河内長野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 12 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例 号

河内長野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

河内長野市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年河内長野市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 100 円」を「9, 700 円」に改め、同号ただし書中「14, 200 円」を「14, 500 円」に改め、同条第 3 項中「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「217 円」を「100 円」に、「333 円」を「383 円を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円」に改め、同条第 4 項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12, 500 円」を「12, 900 円」に、「13, 350 円」

を「１３，７００円」に、「１４，２００円」を「１４，５００円」に、
「１０，８００円」を「１１，３００円」に、「１１，６５０円」を「１
２，１００円」に、「９，１００円」を「９，７００円」に、「９，９５
０円」を「１０，５００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の河内長野市消防団員等公務災害補償条例第５条第２項及び第３項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた河内長野市消防団員等公務災害補償条例第５条第１項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号アに規定する障害補償年金及び同条第６号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 4 0 号

令和 6 年度河内長野市一般会計補正予算（第 1 0 号）

令和 6 年度河内長野市一般会計補正予算（第 1 0 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

令和 7 年 3 月 1 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

第1表 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	道路橋梁災害復旧事業	26,679